

スタートアップ・中小企業向けに採用＆就業規則のポイントを伝授！ 「労務管理セミナー」をKECCと共同開催

中小機構(独立行政法人中小企業基盤整備機構)近畿本部は、関西圏雇用労働相談センター(KECC)と連携し、スタートアップ・中小企業向けに、採用や就業規則などの労務管理に関するセミナーを1月27日(火曜)、2月17日(火曜)の2回開催します。

本セミナーは労務の専門家である社会保険労務士を講師とし、第1回では、初めて人を雇う際に押さえたい採用から労務管理までの実務の流れを、労働基準法・労働契約法など雇用の基本ルールに沿って事例とともに解説します。また、第2回では、中小企業が会社を守るために重要なルールである就業規則において、不備によるトラブルを防ぐため、法改正への対応と見直しのポイントをお伝えします。

【開催概要】

■第1回セミナー(主にスタートアップ向けの内容です)

“人を雇う”って、何をすればいいの？『労務の不安を解消する』基本とポイント

日 時：2026年1月27日(火曜) 14時00分～15時30分

会 場：オンライン(Zoomウェビナー)

参加費：無料

対象者：起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方はどなたでもご参加可能

申 込：下記ページ「参加申し込み」よりお申込みください

<https://kecc.mhlw.go.jp/seminar/20260127/>

締 切：2026年1月26日(月曜)

■第2回セミナー(主に中小企業向けの内容です)

トラブルを未然に防ぐ！中小企業のための就業規則、必須のチェックポイント

日 時：2026年2月17日(火曜) 14時00分～15時30分

会 場：オンライン(Zoomウェビナー)

参加費：無料

対象者：起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方はどなたでもご参加可能

申 込：下記ページ「参加申し込み」よりお申込みください

<https://kecc.mhlw.go.jp/seminar/20260217/>

締 切：2026年2月16日(月曜)

<関西圏雇用労働相談センター（KECC）>

関西圏雇用労働相談センター（KECC）は、2014年5月に関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）が国家戦略特区に指定されたことに伴い、国家戦略特別区域法に基づき設置されました。新規開業直後のベンチャー・スタートアップや海外から関西圏に参入しようとするグローバル企業をはじめとする事業者を中心に、日本の雇用ルールを的確に理解し、個別労働紛争を生じることなく事業展開することができるよう支援を実施しています。合わせて、そこで働く労働者が意欲と能力を発揮できるよう、労働関係法令に精通する弁護士や社会保険労務士が、何度でも無料で相談をお受けしています。

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小企業・小規模事業者・スタートアップのイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

<本件に関する問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 支援推進課（担当者：加藤、篠崎）
住所：大阪府大阪市中央区安土町2丁目3番13号 大阪国際ビルディング27階
電話：06-6264-8617

中小機構近畿本部 × KECC 共催セミナー

“人を雇う”って、何をすればいいの？ 『労務の不安を解消する』基本とポイント

日時 2026年1月27日(火) 14:00-15:30 (13:45 受付開始)

会場 オンライン開催
*Zoom(ウェビナー)によるご聴講となります

参加費 無料

お申し込み▼

下記URL / 二次元コードにて

申込み切：1月26日(月)



<https://kecc.mhlw.go.jp/seminar/20260127/>

※ 起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:00~14:15	◆ 開会あいさつ 中小機構近畿本部 ◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内
14:15~15:05	<h2>“人を雇う”って、何をすればいいの？ 『労務の不安を解消する』基本とポイント</h2> <p>労働基準法・労働契約法など雇用の基本ルールを踏まえ、「初めて人を雇う」際に必ず押さえた実務の流れを整理します。採用時の労働条件の決め方と説明方法、社会保険・労働保険の加入手続、雇入れ後の労働時間・残業・有給休暇管理の基本を、よくある質問や事例も交えながら分かりやすく解説します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"></div><p>登壇者：豊岡 正照 氏 KECC相談員／特定社会保険労務士(トヨオカ社会保険労務士事務所)</p></div> <p>一般企業の総務部門で労務管理全般に携わり、2014年に大阪市中央区で開業。介護・障がい福祉業界を中心に、中小企業の様々な労務相談に対応するとともに介護事業の新規許可申請業務、派遣・職業紹介事業許可申請、就業規則の作成と従業員説明会の実施、新人研修・労務管理・セミナーの講師など、企業を総合的に支援。</p>
15:05~15:30	◆ 質疑応答（事前質問にもお答えします）

共催

独立行政法人
中小企業基盤整備機構 近畿本部

〒541-0052 大阪市中央区安土町2-3-13大阪国際ビルディング27階
【営業時間】月曜～金曜の9時から17時(祝日・年末年始を除く)
【アクセス】地下鉄「堺筋本町」駅、「本町」駅より徒歩数分
【お問い合わせ】TEL: 06-6264-8617

【お問合せ】

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪北館
ナレッジキャピタル8階K827号室
【相談対応時間】月曜～金曜の10時から19時(祝日・年末年始を除く)
【アクセス】JR大阪駅 中央北口より徒歩10分
【お問い合わせ】TEL: 06-6136-3194
(本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています)



中小機構近畿本部 × KECC 共催セミナー

トラブルを未然に防ぐ！ 中小企業のための就業規則、必須のチェックポイント

日時 2026年2月17日(火) 14:00-15:30 (13:45 受付開始)

会場 オンライン開催
*Zoom(ウェビナー)によるご聴講となります

参加費 無料

お申し込み▼
下記URL / 二次元コードにて

申込み切：2月16日(月)



<https://kecc.mhlw.go.jp/seminar/20260217/>

※ 起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:00~14:15	◆ 開会あいさつ 中小機構近畿本部 ◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内
14:15~15:05	<h3>トラブルを未然に防ぐ！ 中小企業のための就業規則、必須のチェックポイント</h3> <p>中小企業において、就業規則は従業員が守るべきルールであるとともに、会社を守るために必要なものです。相次ぐ法改正に加え、就業規則の不備が問題となり、思わぬトラブルに発展する可能性もあります。「昔作ったまま見直していない」「雛形をそのまま使っている」「現場の実態と規則がズレている」、こうした状態は、様々な労務トラブルに発展するリスクを高めます。定期的な見直しを行い、実態に合わなくなってしまった箇所は変更し、法改正に応じて最新の状態にする必要があります。本セミナーでは、中小企業の経営者・人事担当者の方を対象に、法改正やトラブル事例を基に、就業規則見直しのポイントを解説します。</p> <p>登壇者：石原 鉄二 氏 KECC相談員／特定社会保険労務士(栄経営労務管理事務所) 業界最大手の専門商社にて営業職、その後小規模製造業にてナンバー2。経営、人事労務、営業の実務を経験し、2007年栄経営労務管理事務所を開設、社会保険労務士の道へ。労務トラブルの予防、解決のみならず、働き方改革、ハラスメント対策等々、中小企業を取り巻く様々な人事労務課題に対し「タイムリーかつ分かりやすく」をモットーにアドバイス、サポートしている。</p>
15:05~15:30	◆ 質疑応答（事前質問にもお答えします）

共催

独立行政法人
中小企業基盤整備機構 近畿本部

〒541-0052 大阪市中央区安土町2-3-13大阪国際ビルディング27階
[営業時間] 月曜～金曜の9時から17時(祝日・年末年始を除く)
[アクセス] 地下鉄「堺筋本町」駅、「本町」駅より徒歩数分
[お問い合わせ] TEL: 06-6264-8617

【お問合せ】

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪北館
ナレッジキャピタル8階K827号室
[相談対応時間] 月曜～金曜の10時から19時(祝日・年末年始を除く)
[アクセス] JR大阪駅 中央北口より徒歩10分
[お問い合わせ] TEL: 06-6136-3194
(本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています)

